

指定基準自己点検シート（特定施設入居者生活介護）

記入年月日	年	月	日
法人名			
施設・事業所名			
連絡先	(TEL)		
記入責任者	(職名)	(氏名)	
人権擁護・虐待防止の担当者	(職名)	(氏名)	
感染対策担当者	(職名)	(氏名)	
防火管理者	(職名)	(氏名)	
身体的拘束等の適正化対応担当者	(職名)	(氏名)	

事業所指定	サービス種別	定員(人)	利用者数(人)※1
	特定施設入居者生活介護		
有 ・ 無	介護予防特定施設入居者生活介護		

※1 指定基準自己点検シート提出日の利用者数を記載してください。

		避難確保計画の作成
災害想定区域	洪水浸水想定区域（ 該当 ・ 非該当 ）	有 ・ 無
	高潮浸水想定区域（ 該当 ・ 非該当 ）	有 ・ 無
	土砂災害警戒区域（ 該当 ・ 非該当 ）	有 ・ 無

※災害想定区域に該当している場合は、避難確保計画の作成(有無)についても記載してください。

＜記載にあたっての留意事項＞

- (1) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (2) 記入される時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」に☑をしてください。
なお、該当するものがなければ非該当に☑をしてください。
- (3) 点検事項ごとに根拠法令を記載していますので、参考にしてください。

＜根拠法令＞

根拠法令の表記については、以下のとおり略しています。

- 「法」 → 介護保険法
- 「令」 → 介護保険法施行令
- 「規則」 → 介護保険法施行規則
- 「条例」 → 大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
I 人員基準					
1 従業者の員数	(1) 【生活相談員】 ①常勤換算方法で、特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者の合計数（以下、「利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1人以上となっていますか。 ②1人以上は常勤ですか。	条例 第219条	☐	☐	☐
	(2) 【看護職員又は介護職員】 ①看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者数が3又はその端数を増すごとに1以上となっていますか。 ※利用者数は、要介護の利用者の数に要支援の利用者の1人を0.3人と換算して合計した数 ②看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は常勤となっていますか。		☐	☐	☐
	(3) 【看護職員】 利用者数が30を超えない場合は、常勤換算方法で、1以上となっていますか。 ※利用者数が30を超える場合は、常勤換算方法で、1に利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上となっていますか。		☐	☐	☐
	(4) 【介護職員】 常に1以上のサービスの提供に当たる介護職員が確保されていますか。		☐	☐	☐
	(5) 【機能訓練指導員】 機能訓練指導員を1以上配置していますか。 ※機能訓練指導員は、必要な訓練を行う能力を有している者が配置されていますか。		☐	☐	☐
	(6) 【計画作成担当者】 計画作成担当者を1以上（利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）配置していますか。 ※計画作成担当者は専らその職務に従事する介護支援専門員であって、サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められる者となっていますか。		☐	☐	☐
2 管理者	①管理者は常勤職員を配置していますか。	条例 第220条	☐	☐	☐
	②管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。		☐	☐	☐
II 設備基準					
1 設備	(1) 建物は、耐火建築物又は準耐火建築物となっていますか。 ※耐火建築物又は準耐火建築物でない場合は、市が火災予防、消火活動等に関する専門的な知識を有する者の意見を聴いて、利用者の安全性が確保されていると認めたものとなっていますか。	条例 第221条	☐	☐	☐
	(2) 以下に掲げる基準を満たしていますか。 【介護居室】 ①居室の定員は1人となっていますか。（利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。）		☐	☐	☐

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
	②プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さでありますか。		☐	☐	☐
	③地階に設けられていませんか。		☐	☐	☐
	④1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に面していますか。		☐	☐	☐
	【一時介護室】 介護を行うための適当な広さを有していますか。 ※他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合は一時介護室を設けないことができる。		☐	☐	☐
	【浴室】 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっていますか。		☐	☐	☐
	【便所】 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていますか。		☐	☐	☐
	【食堂】 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有していますか。		☐	☐	☐
	【機能訓練室】 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有していますか。 ※他に機能訓練を行うために適当な広さの場所を確保できる場合は機能訓練室を設けないことができる。		☐	☐	☐
	(3) 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものですか。		☐	☐	☐
Ⅲ 運営基準	(4) 【消火設備その他非常災害に際して必要な設備】 消防法その他法令等に規定された設備は確実に設置されていますか。	条例 第222条	☐	☐	☐
	(5) 構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところにより、適正ですか。		☐	☐	☐
	1 内容及び手続の説明及び契約の締結等		☐	☐	☐
	(1) あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及びサービスの提供に関する契約を文書により締結していますか。 ※重要事項は、運営規程の概要、勤務体制、利用料の額及びその改定の方法、事故発生時の対応等、入居申込者のサービス選択に資すると認められる事項。		☐	☐	☐
	(2) 契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていませんか。		☐	☐	☐
	(3) より適切なサービス提供を行うため、利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の利用者の意思の確認等の適切な手続きをあらかじめ、契約に係る文書に明記していますか。		☐	☐	☐
	2 特定施設入居者生活介護の提供の開始等		☐	☐	☐
	(1) 正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。		☐	☐	☐
	(2) 入居者が当該サービス事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていませんか。		☐	☐	☐

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
	(3) 入院治療を要する者であること等、自ら必要なサービス提供が困難な場合、適切な病院又は診療所の紹介など適切な措置を速やかに取っていますか。		☐	☐	☐
	(4) サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めていますか。		☐	☐	☐
3 受給資格等の確認	(1) 被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	条例第238条準用第12条	☐	☐	☐
	(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮してサービスを提供するよう努めていますか。		☐	☐	☐
4 要介護認定の申請に係る援助	(1) 利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	条例第238条準用第13条	☐	☐	☐
	(2) 要介護認定の更新申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までになされるよう必要な援助を行っていますか。		☐	☐	☐
5 サービス提供の記録	(1) サービスの開始に際し、開始の年月日及び入居している施設の名称を、サービスの終了に際しては、終了の年月日を被保険者証に記載していますか。	条例第225条	☐	☐	☐
	(2) サービスを提供した際は、提供した具体的なサービス内容等を記録していますか。		☐	☐	☐
6 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	条例第226条	☐	☐	☐
	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。		☐	☐	☐
	(3) 以下の費用に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ていますか。 ①利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ②おむつ代 ③サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用		☐	☐	☐
	(4) (領収証) サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。	法第41条第8項	☐	☐	☐
	(5) (4)の領収証に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。	規則第65条	☐	☐	☐
7 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	条例第238条準用第22条	☐	☐	☐
8 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っていますか。	条例第227条	☐	☐	☐
	(2) 特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われていますか。		☐	☐	☐
	(3) サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。		☐	☐	☐

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果			
			はい	いいえ	非該当	
	(4) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。		☐	☐	☐	
	(5) 身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。		☐	☐	☐	
	(6) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①身体的拘束等の適正化対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。 ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。 指針には以下の事項を定めていますか。 □施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 □身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 □身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 □施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 □身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 □入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 □その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していますか。		☐	☐	☐	
	(7) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。		☐	☐	☐	
	(1) 管理者は、計画作成担当者に計画の作成に関する業務を担当させていますか。		条例 第228条	☐	☐	☐
	(2) 計画作成担当者は、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握していますか。			☐	☐	☐
	(3) 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ計画の原案を作成していますか。			☐	☐	☐
(4) 計画作成担当者は、原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。	☐	☐		☐		
(5) 計画を利用者に交付していますか。	☐	☐		☐		
9 特定施設サービス計画の作成	(6) 計画作成担当者は、計画作成後においても他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行っていますか。		☐	☐	☐	
	(7) 計画の変更についても（2）～（5）に準じて行っていますか。		☐	☐	☐	
	(1) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。		条例 第229条	☐	☐	☐
	(2) 自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭を行っていますか。			☐	☐	☐
	(3) 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。			☐	☐	☐
	(4) 利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。			☐	☐	☐

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
10-2口腔衛生の管理	利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っていますか。	条例第229条の2	☐	☐	☐
11機能訓練	利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。	条例第238条 準用第160条	☐	☐	☐
12健康管理	看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じていますか。	条例第230条	☐	☐	☐
13相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っていますか。	条例第231条	☐	☐	☐
14利用者の家族との連携等	常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	条例第232条	☐	☐	☐
15利用者に関する市への通知	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市への通知を行っていますか。 ①サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ②偽りその他不正な行為により保険給付を受けた又は受けようとした場合	条例第238条 準用第27条	☐	☐	☐
16緊急時等の対応	利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	条例第238条 準用第56条	☐	☐	☐
17管理者の責務	(1) 管理者は、施設の従業者の管理及びサービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	条例第238条 準用第57条	☐	☐	☐
	(2) 管理者は、施設の従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。		☐	☐	☐
18運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。 □事業の目的及び運営の方針 □従業者の職種、員数及び職務内容 □入居定員及び居室数 □サービスの内容及び利用料その他の費用の額 □利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 □施設の利用に当たっての留意事項 □緊急時等における対応方法 □非常災害対策 □苦情処理に関する事項 □虐待防止に関する事項 □その他運営に関する重要事項	条例第233条	☐	☐	☐
19勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めていますか。	条例第234条	☐	☐	☐
	(2) 当該施設の従業者によってサービスを提供していますか。 ※事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。		☐	☐	☐
	(3) サービスに係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。		☐	☐	☐
	(4) 従業者に対し、その資質の向上のため、人権の擁護、虐待の防止、認知症介護、介護予防等に関する研修の機会を確保していますか。その際、全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。		☐	☐	☐

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
	(5) 職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。		☐	☐	☐
19ー2業務継続計画の策定等	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。	条例第238条準用第32条の2	☐	☐	☐
	(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。		☐	☐	☐
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。		☐	☐	☐
20協力医療機関等	(1) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。	条例第235条	☐	☐	☐
	(2) 協力医療機関を定めるに当たっては、次の要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めていますか。 ①利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している。 ②当該施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保している。		☐	☐	☐
	(3) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市に届け出ていますか。		☐	☐	☐
	(4) 第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めていますか。		☐	☐	☐
	(5) 協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っていますか。		☐	☐	☐
	(6) 利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該施設に速やかに入居させることができるよう努めていますか。		☐	☐	☐
	(7) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めていますか。		☐	☐	☐
21非常災害対策	(1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、災害の態様ごとに具体的計画を立て、非常災害時における関係機関への連携体制等を整備し、定期的に従業者に周知していますか。	条例第238条準用第111条	☐	☐	☐
	(2) 具体的計画並びに通報及び連携体制は、施設内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行っていますか。		☐	☐	☐
	(3) 定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っていますか。		☐	☐	☐
	(4) 地域の自主防災組織、近隣住民と連携を図り、非常災害時における利用者等の安全を確保するための協力体制を確立するよう努めていますか。		☐	☐	☐
	(5) 非常災害時に他の施設等からの職員の派遣、他の施設利用等の協力が得られるよう広域的な相互の応援体制の整備充実に努めていますか。		☐	☐	☐
22衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲用水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じていますか。	条例第238条準用第112条	☐	☐	☐

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
	(2) 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じていますか。 ①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 ②感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。 ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。		☐	☐	☐
23掲示	(1) 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制等その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 または書面を備え付け、かつ、自由に閲覧させていますか。 (2) 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。	条例 第238条 準用第34条	☐	☐	☐
24秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。 (2) 従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。 (3) サービス担当者会議等において、利用者、その家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ文書により得ていますか。	条例 第238条 準用第35条	☐	☐	☐
25広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	条例 第238条 準用第36条	☐	☐	☐
26居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	条例 第238条 準用第37条	☐	☐	☐
27苦情処理	(1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口等を設置していますか。 (2) 苦情の内容等を記録していますか。 (3) 苦情に関して市又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 (4) 市又は国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、改善の内容を報告していますか。	条例 第238条 準用第38条	☐	☐	☐
28地域との連携等	(1) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めていますか。 (2) 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。	条例 第236条	☐	☐	☐
28-2利用者の安全等の検討委員会の設置	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的開催していますか。	条例 第238条 準用第167条の2	☐	☐	☐
29事故発生時の対応	(1) 事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 (2) 事故の状況や処置について記録していますか。 (3) 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。	条例 第238条 準用第40条	☐	☐	☐

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
29-2虐待の防止	施設において虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講じていますか。	条例 第238条 第40条の2			
	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底していますか。		☐	☐	☐
	(2) 虐待の防止のための指針を整備していますか。 指針には以下の事項を定めていますか。 □施設における虐待の防止に関する基本的考え方 □虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 □虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 □成年後見制度の利用支援に関する事項 □虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 □入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 □その他虐待の防止の推進のために必要な事項		☐	☐	☐
	(3) 虐待の防止のための研修を定期的を実施していますか。		☐	☐	☐
	(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。		☐	☐	☐
30会計の区分	他の事業の会計と区分していますか。	条例 第238条 準用第41条	☐	☐	☐
31記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	条例 第237条	☐	☐	☐
	(2) サービス提供に関する記録を整備し、その完結の日(当該サービスを提供した日)から5年間保存していますか。		☐	☐	☐
32暴力団員等の排除	大分市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者の支配を受けていませんか。	条例 第238条 準用第43条	☐	☐	☐